

利用者負担段階が第4段階の方の特例減額措置

市民税課税世帯であるため、施設入所に伴い利用者負担段階が第4段階の居住費と食費を負担した結果、自宅にいる家族の生計が困難に陥ることのないよう、特例的に負担限度額認定の第3段階を適用する措置です。

【対象者の要件】

次のすべてを満たす方

- ①世帯の人数が2人以上
- ②施設入所し、利用者負担段階が第4段階の金額を負担
- ③世帯の課税年金収入額と合計所得金額（年金所得は除く、譲渡所得は特別控除後の額）の合計額から、施設利用料（利用者負担額、居住費、食費）の年間見込額を除いた額が80万円以下
- ④世帯の預貯金等の合計額が450万円以下
- ⑤世帯全員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ⑥世帯全員が介護保険料（40～64歳の方は医療保険料）を滞納していない

【対象サービス】

施設入所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
------	---

注) 減額適用にならない施設もあります。また、ショートステイは対象外です。

【減額内容】

負担限度額認定の第3段階の居住費又は食費の金額（1ページ参照）に減額されます。

【必要書類等】

申請書、資産等申告書（特例減額措置用）、印鑑（本人と配偶者）

注) 申請にはマイナンバーが必要です。マイナンバーに関する必要書類は長寿課にお問い合わせください。

【注意事項】

- 施設入所に伴い、世帯分離した場合は、分離前の世帯の状況で判定します。
- この申請における「世帯」には、本人と別世帯の配偶者や内縁関係の方も含みます。
- 資産等申告書には、施設利用料がわかる契約書等の写しと世帯全員の預貯金等の証拠書類の写しを添付してください。
- 預貯金等には、現金のほか、有価証券、投資信託も含みます。通帳（残高その他申告内容が確認できる部分）の写しを添付してください。
- 申請書裏面の銀行等への照会に対する同意書についても、記入・押印してください。